

1 1 月 2 4 日

11月24日(火) 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	山 本 信 勝
17番	扇 谷 照 義	18番	沖 也 寸 志
19番	新 家 勇 二	20番	上 田 正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
副市長	山西 文男	教育長	万治 功
総務部長	酒永 光志	市民生活部長	西山 弘行
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	島本 俊明
土木建築部長	幸野 潔	会計管理者	空久保博志
教育次長	重川 忠道	消防長	岡野 数正
企業局長	大越 静博	総務課長	土手 三生
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖
議事調査係長	新庄 啓子

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第11号 専決処分の報告について（（仮称）新寄濤住宅新築工事（建築・昇降機設備）請負契約の変更について）
日程第5	議案第100号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部

		を改正する条例案について
日程第 6	議案第 1 0 1 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 7	議案第 1 0 2 号	江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
追加日程	議案第 1 1 0 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 8	議案第 1 0 3 号	平成 2 1 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 1 0 4 号	平成 2 1 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	議案第 1 0 5 号	平成 2 1 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 1 0 6 号	平成 2 1 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 0 7 号	平成 2 1 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 1 0 8 号	平成 2 1 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 1 0 9 号	平成 2 1 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年第 7 回江田島市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 皆さん、おはようございます。

11 月も後半を迎えまして気候的にも寒さを感じる季節となりました。また、インフルエンザの予防接種もようやく始まったところではありますが、寒さが厳しくなるにしたいがままに流行が予想されます。皆様方には予防対策には万全を期していただきたいと思っております。

さて、第 7 回江田島市議会臨時会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきありがとうございました。議員の皆様には、11 月 11 日の臨時会、16 日の全員協議会に続いての臨時議会でございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、市民の方々には、早朝から臨時会の傍聴にお越しいただきまして心からお礼を申し上げます。

本日の案件は、専決処分の報告が 1 件と、先般の全員協議会で報告いたしました本市一般職の職員の給与、特別職の職員の期末手当及び職員の勤務時間について、国の人事院勧告に準じ改定するための条例の一部を改正する条例案、また、条例改正に伴う一般会計をはじめとする各会計の補正予算案をお願いしております。慎重審議よろしくお願ひいたします。

それでは、9 月定例会 9 月 7 日以後の市政の主な事柄について 15 項目報告を申し上げます。

まず、第 1 点目が、人権啓発映画会についてでございます。

9 月 12 日、大柿公民館で人権啓発映画「母べえ」を上映し、市民約 250 人が鑑賞しました。

内容は、昭和初期の時代につつましく生きる家族の姿をとらえ、戦争の悲劇を描きながらも、平和や家族の大切さ・幸せとは何かを訴える作品で、見た者に感動を与えてくれました。

2 点目が、集団救護救急訓練についてでございます。

9 月 16 日、沖美町の三高棧橋で別紙 1 のとおり 12 機関から 107 人が参加して、集団救護救急訓練を実施しました。

この訓練は、「救急の日」にちなんで行ったもので、旅客船フェリーの事故により多数の負傷者が発生したとの想定で、負傷者を重傷者と軽傷者に分けて救急搬送の優先度を決定する「トリアージ訓練」を行うとともに、各関係機関との連絡調整及び連携訓練に重点を置いて実施しました。

今後も定期的に訓練を行い、負傷者が多数発生した場合における迅速な対応を図ってまいります。

3点目が、ふれあいヒューマンコンサートについてでございます。

9月26日、沖美ふれあいセンターで、もり いさむさんとバックバンドによるふれあいヒューマンコンサートを開催しました。

童謡詩人 金子みすゞの詩に曲をつけて歌う、もりさんの歌声に約200人の来場者は感動し、自分を見つめ直す時間が持てたことと思います。

4点目が、定額給付金事業等についてでございます。

定額給付金及び子育て応援特別手当事業は、9月25日で受付を終了しました。定額給付金は、給付対象1万3,848世帯中1万3,647世帯に給付し、給付率は98.54%でした。また、子育て応援特別手当は、給付対象245世帯の全世帯に給付し、給付率は100%でした。

なお、国の平成21年度補正予算で実施することになっていた子育て応援特別手当（平成21年度版）については、予算凍結のため執行停止になりました。

5点目が、江田島市議会議員一般選挙及び広島県知事選挙についてでございます。

10月4日に江田島市議会議員一般選挙、11月8日に広島県知事選挙江田島選挙区が執行されました。

市議会議員選挙の当日有権者数は2万3,989人、投票率は78.01%、広島県知事選挙江田島選挙区の当日有権者数は2万3,954人、投票率は40.9%でした。

第6点目が、ヒロシマMIKANマラソン大会についてでございます。

10月18日、県立大柿高等学校を主会場に第24回ヒロシマMIKANマラソン大会を開催しました。

大会には、市内をはじめとして北は青森県から南は宮崎県まで全国各地から2,469人の参加がありました。今回は、ゲストランナーとして高尾憲司さんを迎え、参加者と一緒にコースを楽しく走っていただきました。

当日は、マラソン大会とあわせて「大柿産業まつり」も開かれ、市内外から約5,000人が訪れ大盛況となりました。

ご協力をいただいた関係機関、団体のボランティアをはじめ、沿道で熱い声援を送っていただきました市民の皆さんにお礼を申し上げます。

7点目が、自衛消防隊消防競技大会についてでございます。

10月23日、能美運動公園で第17回自衛消防隊消防競技大会を開催しました。

この大会は、初期消火技術の習得、自衛消防力の強化を目的に、市内の事業所、自主防災会などから44チーム125人が参加し、屋内消火栓の部、消火器の部、市民の部に分かれて協議を行いました。

今回から市民の部の協議内容が地下式消火栓を使用したものに変更され、市内の自主

防災会5チームが挑戦しました。今後も大会を継続実施し、火災予防意識の普及・高揚に努めてまいります。

8点目が、フェスティバル江田島2009についてでございます。

10月25日、国立江田島青少年交流の家を主会場にフェスティバル江田島2009が開催されました。

このイベントは、地域の教育力を高めることを目的に毎年開催されており、今年も市内外から約1万7,500人の参加がありました。

メインステージでは、地元の小・中学生による吹奏楽や和太鼓、金管バンドの演奏など披露され、また、周辺会場では、バレーボールやソフトボールなど各種スポーツ大会を通じて交流が行われました。

今年で20回目を迎え、ご協力をいただいた関係機関、団体の皆さんに感謝を申し上げます。

9点目が、文化芸術フェスタ事業についてでございます。

平成21年度文化芸術フェスタ事業として、10月31日から11月3日までの4日間、第5回江田島市美術展及び文化公演会を開催しました。

市美術展は、農村環境改善センターで開催し、一般公募の作品81点をはじめ、小・中学生の部の絵画・書の入選作品113点、高校生の部の絵画・書の作品27点を展示しました。また、フルートとギターによるミニコンサートや、「日本むかしばなし絵本展」の特別展示を行いました。

文化公演会は、11月3日に能美中学校体育館で、俳優の常田富士男さんによる「あったか話 へのへのもへじの謎」の公演を行い、多くの市民が心の豊かさと潤いを感じることができたと思います。

10点目が、江田島まるごとフェアについてでございます。

11月1日、能美運動公園で江田島まるごとフェアを開催しました。今年から同時期に開催の文化芸術フェスタに合わせて行いました。

当日はあいにくの空模様でしたが、多くの来場者があり、特産品の販売や多彩な催し物を楽しんでいました。

また、人権啓発活動の一環として、大道芸人 揚野バンリさんを招き、「師匠との絆・信頼関係」「何事にも一生懸命取り組む姿勢」を大道芸を通じて市民に呼びかけました。ご協力いただいた関係機関、団体の皆さんに感謝申し上げます。

11点目が、江田島市表彰式についてでございます。

11月2日、市役所で平成21年度江田島市表彰式を開催しました。

今年度は、別紙2のとおり7人、4団体を表彰しました。受賞された皆様の今後ますますのご活躍とご健勝を祈念申し上げます。

12点目が、江田島市戦没者追悼式についてでございます。

11月17日、農村環境改善センターで江田島市戦没者追悼式を開催しました。

当日は、遺族や来賓約250人が参列し、「江田島市戦没者之霊」に献花し、戦没者の冥福を祈るとともに、恒久平和と心豊かに暮らすことのできるよりよい社会の実現のために全力を尽くすことを誓いました。

1 3 点目が、江田島市少年健全育成意見発表大会についてでございます。

1 1 月 1 9 日、大柿中学校体育館で江田島市防犯連合会主催による第 2 4 回江田島市少年健全育成意見発表大会が開催されました。

この大会は、「次代を担う少年の健全育成と明るい社会づくり」をテーマに、市内の各中学校から 2 人ずつ選出された 8 人の生徒が、友達、家庭、学校、社会等の問題について意見を発表しました。また、大柿中学校吹奏楽部の演奏も披露され、大会を盛り上げました。

今後こうした活動を通じて「安心して安全な江田島市づくり」の意識高揚に努めてまいります。

1 4 点目が、各種定期総会等への出席についてでございます。

このことについては、別紙 3 のとおり開催され、市長、副市長、教育長及び関係部課長が出席しました。

1 5 点目が、工事請負契約の締結についてでございます。

別紙 4 のとおり契約を締結しました。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で市長の報告を終わります。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、議長において 3 番吉野伸康議員、4 番 山本秀男議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第 3 「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りに決定しました。

日程第 4 報告第 1 1 号

○議長（上田 正君） 日程第 4 「報告第 1 1 号 専決処分の報告について（（仮称）新寄瀨住宅新築工事（建築・昇降機設備）請負契約の変更について）」を議題といたします。

市長からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第11号「専決処分の報告について（仮称）新寄瀧住宅新築工事（建築・昇降機設備）請負契約の変更について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により規定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものです。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 専決処分の内容についてご説明いたします。

新寄瀧住宅新築工事（建築・昇降機設備）請負契約の変更でございます。

本工事は、当初契約の議決を昨年11月28日にいただき、大柿町大原の市有地に公営住宅を新築する工事でございます。

請負契約中、契約金額1億4,466万9,000円、うち消費税額及び地方消費税額688万9,000円を、契約金額1億4,532万円、うち消費税額及び地方消費税額を692万円に変更するものでございます。

専決処分につきましては、平成21年10月28日でございます。

3ページの参考資料をお開きください。資料中、変更前の各項目は、本年9月7日に契約変更の議決をいただいておりますので、その契約内容を記しております。このうち2の契約金額について65万1,000円増額変更し、1億4,532万円とするものでございます。

なお、変更額は議決額の0.45%でございます。

次に、変更理由でございます。工事の完成に当たりまして工事費を精算しましたところ、各工種で増減ありましたが、舗装を中心とする外構工事費の増により増額となっております。

次ページをお開きください。工事の外構平面図を参考添付しております。図面の左中央が入口でございます。鉄筋コンクリート2階建て構造で、各階6戸、計12戸の住宅でございます。

変更理由で説明しました舗装につきましては、住宅の裏側、図面では右側の右斜め斜線につきまして管理上から舗装工を増嵩いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で「報告第11号 専決処分の報告について（仮称）新寄瀧住宅新築工事（建築・昇降機設備）請負契約の変更について」を終わります。

日程第5 議案第100号～日程第7 議案第102号まで

○議長（上田 正君） 日程第5「議案第100号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」から、日程第7「議案第102号 江田島市職員の勤務時間、休憩等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について」までの3案を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第100号、議案第101号及び議案第102号について、提案理由の説明をいたします。

最初に「議案第100号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

提案理由は、先般の議会全員協議会においてご報告申し上げました人事院勧告に基づき、本市一般職の給与について、国家公務員に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書18ページ、「議案第101号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

本市特別職の職員の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があると認めるので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書21ページ、「議案第102号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

本市職員の勤務時間について、国家公務員に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） おはようございます。

はじめに、「議案第100号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」説明いたします。

議案書6ページをお願いします。第1条で江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を、10ページの第2条で江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正をしております。6ページから11ページに改正する条例案を、12ページから14ページに改正条例案の新旧対照表をお示ししております。15ページから17ページに改正案の骨子を簡略にまとめ、参考資料として添付いたしております。

内容につきましては、11月16日開催の市議会第11回全員協議会で説明したとおりでございますので、詳しい説明は割愛をさせていただきますが、その骨子について申し上げます。

1点目が、人事院勧告に基づき給料月額平均改定率マイナス0.2%、7級職につきましてはマイナス0.3%になります。これを引き下げます。

2点目は、期末・勤勉手当の引き下げでございます。一般職0.35か月分、特別職

0. 25か月分を引き下げることとしております。一般職6月期「2. 15か月分」を「1. 95か月分」に、12月期は「2. 35か月分」を「2. 2か月分」にいたします。合計、年「4. 5か月」支給とありますのを「4. 15か月」に削減改定するものでございます。

3点目は、4月からこれまでの期間にかかる民間との格差相当分を12月期期末手当で減額をいたしております。

4点目は、労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える場合の時間外勤務手当の支給割合の引き上げでございます。現行「100分の125」といたしておりますのを「100分の150」に改定をいたすものでございます。

なお、これらの施行期日ですが、給与関係については平成21年12月1日から時間外勤務手当の改正につきましては、平成22年4月1日に施行するものでございます。

続いて、「議案第101号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。

改正の趣旨等は、先ほどの議案第100号と一緒にございます。

20ページに改正案の新旧対照表をお示ししておりますが、特別職の期末手当について、6月期「1. 6か月分」を「1. 45か月」に、12月期「1. 8か月分」を「1. 7か月」に削減改定するものでございます。

19ページに戻りまして、附則としまして、この条例は平成21年12月1日から施行するものでございます。

続いて、「議案第102号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。

22ページに条例の改正案を、23ページから24ページに条例改正案の新旧対照表をお示ししております。

これにつきましても内容につきましては、11月16日開催の市議会の全員協議会でその概要を説明をさせていただいたところでございますが、25ページに改正案の骨子を簡略にまとめ参考資料として添付いたしております。

その内容は、昨年8月11日の人事院勧告により、現行「1日8時間、1週40時間」を「1日7時間45分、1週38時間45分」に改定し、1日の勤務時間を現行「午前8時30分から午後5時30分」までとあるものを改定後は「午前8時30分から午後5時15分」とするものでございます。

また、これに伴い関連条例であります育児休業等に関する条例の一部改正もお願いをしております。

22ページに戻りまして、附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本3案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） これ一括提案されたら、困っとるんです。1つ1つ何でやらんかったんか。

それと、まず100号の地方公務員の賃金決定の詳細とといいますか、詳細まではいいんですが、賃金決定の至る経過をちょっと説明してもらいたいです。

それと、102号 勤務時間の短縮について、15分短縮されるんじゃないけど、今5時半までですか、住民サービスの低下に対してどういうふうな考えを持っとるのか。その2点ほどちょっと。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 地方公務員の賃金決定の経緯とといいますか、根拠でございませぬ。基本的に給与の関係につきましては、条例で決定をしていくということは既にご承知のことと思ひます。その今までの経緯につきましては、一応公務員には争議権というものはございませぬ。そのかわりに国の方において人事院勧告という勧告制度がございませぬ。これまで本市、旧町につきましても、その人事院勧告に従ひまして給与を改定してきたのが現状で、これまでの経緯でございませぬ。

それと、住民サービスの低下についてということですが、このことにつきましては、やはり15分という基本的にいわゆる開所時間が短くなるということで、その15分に対する住民サービスの低下ということは否めないものがございませぬけれども、これにつきましては市民サービスセンターの十分なる活用、それと職員の休憩時間においてのいわゆる仕事としての対応、これらを十分に図って行ってそれらの解消に努めたいと、このように思ひております。終わります。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 今度給料がこの勧告によって多分この前の全員協議会で12～3万減るんじゃないかと思ひます。年間で、その辺、後で聞いてみたいんですけど。

それでね、今だんだんだんだん皆下がりよるわけよ。それで市の基準にこの江田島市の企業も大体合わせよう、目標にしようというふうになつとるんじゃないですか。その中で下がっていくと皆下がるわけよ。そうすると、この江田島市の経済状態、だんだんだんだんまだ一段と悪うなると予想されるんじゃないけど、市長、その辺の考えはどうですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 公務員の給与だけではなしにです、2～3日前に菅さんがデフレスパイラルに入ったということをもう国が認めたわけなんで、これはもう公務員だけでなし、民間もどんどん給料が下がっております。そういったことで悪循環へ入つとるわけなんですけれども、公務員の場合には、先ほど総務部長が説明申し上げましたように、人事院勧告に基づいて人事院が調査をした結果でこれを下げることが適当だということで、一番いいのは下げんのが一番いいんですけども、やはり民間とのバランスを考えると、それは不公平感をぬぐいさるためにも、これはやむを得んということで勧告を出されたんで、我々としては1円でも給料が多いのが間違いなしにいいんですけども、そういった事情でやむを得んということで今回の条例改正を提案したいというようなこととございませぬ。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） やむを得んと、そらしようがない面もあるんじゃないけど、やっぱり私は、もうちょっと職員はこれやっぱり生活給じゃけん。だんだんだんだん悪うなったんじゃない仕事に対するやる気よね、そういうもんが無あようになってくるんじゃないかと思うし、その辺は何とか考えてあげたいとは思っても、市長がやることじゃけん、私なんぼしてやりたい言うても、できりやせん。その辺を考えてもらいたいということと、さっきの勤務時間の変更の件なんじゃけど、例えば15分短縮して残業が15分増えたんじゃこれ一緒なんよね。その辺はよう考えとるとは思うんじゃないけど、それともう1個は、15分の窓口のサービス、全部にするわけじゃないんじゃないけん、窓口サービスのところは、例えば勤務時間をずらすとか、繰り上げるとかあるじゃないですか。そういうことは考えてないんですか。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 一応そういう考え方も我々内部では検討をしてみました。ただ、私どもには市民サービスセンターという窓口、これをゆめタウンに開設をいたして、しかもこれは土曜日・日曜日も開設をしております。そこらを十分に活用していただければ、この15分の時間を短くするというのもできるのではなかろうかという判断に至ったわけでございます。

また、5時15分からの、基本的に5時以降の来客数等についても一応検討をしてみました。そこらの判断もしてこのような提案になったわけでございます。お願いします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

土手総務課長。

○総務課長（土手三生君） 先ほどの月の給与単価のアップの部分なんですけど、今回、若年層につきましては給与のアップがありません。アップのある方の平均給与で割りますと1か月当たり845円の引き下げになります。

それと、今の15分短縮の件なんですけど、今年の3月に本庁と各支所、全部で5か所になるんですけど、17時15分から17時30分、15分の来客者の1か月間の統計をとりました。5か所につきましてトータルで1.85人ということに、来客者がございました。

それと、時間外の短縮の部分につきましては、週に1回ノー残業デーというような制度とか、あと今の時間外をとるときにある程度の時間が1か月で累積してくるんですけど、ある程度時間外が例えば10時間とか20時間、課長のところまで上がってきますと、それを今度、部長の決裁とかというような部分でいろんなことを考えて、今の短縮の部分について時間外手当のアップ等の部分が抑制するような形で今この4月まで検討を加えていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） すいません。議案第102号、今の時短のところの話、大体私も聞く数字は今いただいたんですけど、もう1回ちょっと確認させてもらいたいですけども、17時15分から17時30分、5か所での平均1日利用者が1.85人と

いうことでよろしいですね。

私もこの議案に対してそこだけ懸念がありまして、先ほど総務部長が答弁されました市民サービスセンター、こちらの方で土日でもやっておるんで対応可能ということ、私もそれでいいのかなと思うんですけども、あと1つ、これもし仮にこちら議決になった場合の市民への周知に関していつごろからどのような周知をされようとしているのか、そこから辺ちょっと教えていただけますでしょうか。例えば支所に2か月前から、来年4月からは窓口が何時から何時までですよ。また、あとは市民サービスセンターの何時から何時まで何が取れるかというのをまだ市民の皆さんが全部把握しているとも限らない。そういった場合の支所にそういったものも添付しておいていただければ、こちらの方は要望なんですけども、どういうふうな周知されるか、お願いいたします。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） ありがとうございます。

PRにつきましては、これはもうとにかくできるだけ早いうちから窓口での広報、また、いわゆるポスターといいますか、その掲示をしていきたいと思えます。

それと、窓口でのいわゆる何が取れるかとか、そういうような分については、またこれは市民生活部長の方から答弁させていただきます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

11番 住岡議員。

○11番（住岡淳一君） 給料月額引き下げで幾らぐらいのお金が江田島市には浮くんですか、払わなくてもいいお金が出てくるのかをちょっとお聞きしたいのと、この1級56号給とか、2級、3級の引き下げを行わない方、この方は一応若年層と言われておられますけれども、日経新聞に出ていたんですけれども、大企業では20万4000円、中企業では19万9,100円、小企業では19万2,600円となっておりますよね、一般の企業。これは個々の企業に対してはちょっとわからないんですけれども、大企業ではそういうふうな形になっていますので、いずれも新人の方の給料21万4,600円、22万7,700円、23万5,800円は上回っております。これ人事院勧告なので仕方がないのかもしれないし、総務部長に聞いてもちょっと明確な答えが出ないのかもしれませんが、ちょっと不安に思います。

それから、時間外ですね。時短15分ではありますが、時短をするということは残業時間が増える結果につながると不信に思うところもあります。これを厳につつしまなければならぬとするならば、部長級、課長級など上司の皆様の原則残業は認めないぐらいの気持ちを部下にお示しできたらいいのではないのかなと思っております。この3点。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 最初の金額は初任給の基準でしょうか。初任給につきましては、今おっしゃられた金額よりか随分うちの方は低いと思えます。

それと、今回のこの賃金改定によりまして6,521万5,000円という金額が減額となります。

それと、今の15分の時短、基本的には3%のいわゆる賃金アップになるというところでございますが、これに対する影響は500万ちょっとだったと思います。差し引き

6, 000万円の削減ということになるわけですが、時間外の抑制については、これはもうずっと合併以来努力をしております、昨年のちょっと実績でございますが、市の中で一番本市の場合が時間外の勤務時間が短い結果が出ております。月平均10.8時間、年平均129.6時間というものでございます。他市は、他市のことを言って申しわけないんですけども、基本的にもう20を超えておる市もございまして、15を超えておる市がやはり3市か4市ございまして。町を加えても江田島市の場合は下から3番目の時間外の勤務数となっております。

この15分時短をして今の時間外が増えるんじゃないかということにつきましては、申しわけないんですけども、基本的に合併時職員が525名、現在451名でございます。70数名の職員が減少している中で、時間外の総時間も随分抑制してきております。部長、課長、それぞれの職場長がこれは努力し、また職員個々も努力した結果であろうと私は思っておりますけれども、これにつきましては今後ともこういう時間外の抑制については、引き続いて努力をしてまいりたい、このように思っております。終わります。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

8番 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 給与と勤務時間はリンクしとると思うんですが、給与の減額については12月1日からやると、そして勤務時間を短くするという事は4月1日ということなんですが、これは市の職員の方から言わすと、給料の方は早く減額して勤務時間は4か月後ですか、ちょっと整合性がとれていないもので、そこらから今度職員の組合と交渉するときちゃんと説明ができるのでしょうか。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 組合との交渉につきましては、大体今日提案をさせていただいた内容で妥結というか、返事をいただいております。

なお、今の勤務時間の短縮、これは既に国においてはこの4月1日から適用されております。本市の場合もこの4月1日からという考えもあったわけですが、これについてはまだ他市もそれほど追いついていない。広島市も一たん出して否決を得た、そういうような状況もございまして、まだまだ時期尚早ということで様子を見ようということで議会の全員協でも話をしたような記憶がございます。それがこのたびそれぞれの自治体の方で県内においても大多数の自治体がこの時間短縮に踏み切ったということでそういう情報をいわゆるもらったわけでありまして。それによって今回の提案になったわけでございます。

また、給料とのリンクの分につきましては、これは別もので別に考えていただけたらと思っております。終わります。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） これはこの案件といささか異なると思うんですが、現在、正規職員、一般職のこの基準で減額した場合、今おっしゃられたように6,500万ちょっと、この財政が逼迫している今日、臨時職員がかなりここで働いておると思うんです。

この方たちは今後同じような適用をもっていく、対処していく考えはあるのかどうか。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 臨時職、それと嘱託職員とございます、本市の場合ですね。合併以来この職員さんにつきましても随分と削減をしましてまいりました。いわゆる各学校用務員さん、また市役所の方においても用務員さん等ですね、また事務的な補助職員としての臨時職もおったわけでございますが、これについては財政厳しいという中において順次削減をさせてきていただきました。

いわゆる待遇面につきましては、これにつきましては要綱、要領を定めて、その定めによって金額等も決定をしております。また、労働基準法のこともございますので、その法を適用し、適正ないわゆる雇用形態を保っております。

今後の人数の動向につきましては、やはり職員も引き続いて正規職員の削減に努めていかなければならないということがございます。その正規職員のいわゆる臨時的、嘱託員、いわゆる正規職員が退職して、その後に臨時を置くかどうかというものにつきましては、これは個々の職務の内容を考慮しまして今後考えていかなければならない事項と思っております。

沖元議員さんご指摘のように、今後減らしていくんか、どうするんか、賃金はどうするんかということもございます。これにつきましては十分な検討を進めていきたい、このように思っております。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 私が聞いておるのは人員を削減するのかということじゃないんです。平等に、臨時であれ一般職員であれ、差別をするようないわゆる人事院勧告だから一般職だけ削減しますよじゃなくて、人間すべて平等なんですよ、一般職であれ臨時職員であれ、嘱託職員であれ、我々議員であれ。6, 500万円、これで削減できるんだったらば、市役所に関連して給与、賞与たるものを受け取っているものすべて対象にすれば、これが1億超えるかもわかりませんよね。これがまさに今、民主党政権で行われている刷新なんです。そこら辺をよく考えてそのようにやっていけるように努力してもらいたい。そう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これよりこの3案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに本3案に対する採決に入ります。

本3案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本3案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時55分)

(再開 11時17分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

ただいま市長から「議案第110号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」の件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第110号を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

追加日程 議案第110号

○議長(上田 正君) 追加日程「議案第110号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま日程に追加いただき上程されました「議案第110号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

提案理由は、本日、議案第100号でご決議いただきました一般職の職員の給与改定に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第203条第4項及び第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 酒永総務部長。

○総務部長(酒永光志君) 改正内容につきましては、議案書3ページの参考資料、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の新旧対照表で説明をいたします。

条例第5条で期末手当を規定しております。その中でただし書きで期末手当の支給月数について、一般職給与条例の読み替えを規定しており、今回、一般職の支給月数の改定に伴いまして、この読み替え部分を一部改正するものでございます。

現行第26条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、「100分の160」を「100分の150」に改めるものでございます。

なお、支給月数は、6月期100分の160、12月期100分の180で変更はあ

りません。

２ページに戻ります。附則として、この条例は、平成２１年１２月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 103 号

○議長（上田 正君） 日程第 8 「議案第 103 号 平成 21 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第 103 号 平成 21 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）」でございます。

平成 21 年度江田島市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,306 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167 億 8,544 万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 総務部長。

○総務部長（酒永光志君） それでは、一般会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づき、本市一般職の職員の給与並びに特別職職員の期末手当について国家公務員に準じて改定することに伴う人件費の補正と新型インフルエンザワクチン予防接種事業に対する経費の補正でございます。

最初に、歳入からです。

補正予算書2ページをお願いします。歳入補正額の合計は4,306万円の減額補正でございます。

その内訳は、15款県支出金、2項県補助金が1,170万1,000円の増額計上で新型インフルエンザ予防接種事業費に対する補助金の補正です。

18款繰入金、2項基金繰入金は5,476万1,000円の減額計上で財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続いて、歳出です。

補正予算書3ページ、4ページをお願いします。今回の歳出の補正は、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づく一般職及び特別職の人件費の補正と新型インフルエンザ予防接種事業費の補正となっております。

歳出補正額の合計は4,306万円の減額補正でございます。

その内訳は、1款議会費から10款の教育費まで各款の人件費の補正として合計6,185万円の減額補正となっております。これにつきましても詳細は44ページ、45ページの事項別明細書にお示しをしておりますので、ご一読をお願いいたします。

次に、4款の衛生費、1項保健衛生費は2,151万円の増額計上でございます。増額の理由は、事項別明細書の33ページに計上しておりますように、新型インフルエンザ予防接種事業費2,219万円の補正予算の計上によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第104号

○議長（上田 正君） 日程第9「議案第104号 平成21年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第104号 平成21年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成21年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,735万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第104号の説明をします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づき職員給与費の減額補正をしたものです。補正額は5人で50万円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第105号

○議長（上田 正君） 日程第10「議案第105号 平成21年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第105号 平成21年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成21年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,112万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第105号の説明をします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づき職員給与費の減額補正をしたものです。補正額は11人で165万5,000円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第106号

○議長（上田 正君） 日程第11「議案第106号 平成21年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第106号 平成21年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成21年度江田島市の介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,812万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第106号の説明をします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づき職員給与費の減額補正をしたものです。補正額は1人で7万3,000円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第107号

○議長（上田 正君） 日程第12「議案第107号 平成21年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第107号 平成21年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成21年度江田島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,330万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第107号について説明いたします。

このたびの補正予算は、人事院勧告に基づく職員給与費の改正に伴う人件費の減額補正でございます。補正額は10名の職員の人件費で121万円の減額でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第108号

○議長（上田 正君） 日程第13「議案第108号 平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第108号 平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 予算書の1ページをご覧ください。第1条、平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入について、第1款第1項営業外収益を37万9,000円減額補正し、補正後3,381万円、これに伴い第1款下水道事業収益補正後2億4,769万3,000円、支出について、第1款第1項営業費用を37万9,000円減額補正し、補正後1億7,621万8,000円、それに伴い第1款下水道事業費用補正後2億4,654万8,000円とするものです。

内容については、5ページを開いていただき中央の支出の表をご覧ください。能美地区の下水道事業に従事する4名のうち2名の職員給与を、第1款下水道事業費用、第1項営業費用の普及促進費と総係費でそれぞれ1名分計上しております。職員給与の改正に伴いまして給与費は変動し、普及促進費20万4,000円、総係費17万5,000円の減額、結果として下水道事業費用37万9,000円の減額補正が必要となります。

次に、上の収入の表をご覧ください。本会計につきましては、予算上不足する分については一般会計からの補助金で補てんする形態でございますので、支出の減額に伴いまして一般会計からの補助金を同額減額補正します。

再度1ページに戻っていただきまして、第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,305万7,000円を9,302万2,000円に3万5,000円減額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額179万4,000円を117万8,000円に61万6,000円減額、過年度分損益勘定留保資金2,651万5,000円を2,709万6,000円に58万増額し、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出について、第1款第1項建設改良費を3万5,000円減額補正し、補正後1億9,035万5,000円、これに伴い第1款資本的支出について、補正後3億8,214万2,000円とするものです。

内容については、再度5ページを開いていただきまして下段の資本的支出の表をご覧ください。能美地区の下水道事業に従事する4名のうち残る2名の職員給与を、第1款

資本的支出、第1項建設改良費の環境整備費と処理場整備費でそれぞれ1名分計上しております。

給与等の改正と扶養家族の増によりまして職員給与等が変動しまして、環境整備費を20万5,000円減額、処理場整備費17万円増額、結果として資本的支出3万5,000円の減額補正が必要となります。

再度1ページに戻っていただきまして、第3条1行目の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の3万5,000円の減額は、ただいまの説明しました支出の減額に伴うものでございます。

次に、企業会計の資本的収支におきましては、ただいまの不足額を過年度の消費税関係の内部留保資金であります第3条3行目の過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、これと減価償却費関係の4行目の損益勘定留保資金で補てんすることとなっております。

一方で過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が平成20年度の決算より179万4,000円から117万8,000円と61万6,000円減額となりました。これに伴いまして過年度分損益勘定留保資金を2,651万5,000円から2,709万6,000円と58万1,000円に増額することとなります。

また、第2条、第3条の款項の額の補正で説明しました職員給与費と一般会計補助金につきましては、当初予算の第7条、8条で金額を定めておりますので、このたびの補正予算において第4条として職員給与費について、第5条について一般会計補助金について補正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第109号

○議長（上田 正君） 日程第14「議案第109号 平成21年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第109号 平成21年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 大越企業局長。

○企業局長（大越静博君） 予算書の1ページをお開きください。平成21年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）。

主な内容は、人事異動、給与改定、定数の削減によるものです。

第1条、平成21年度江田島市水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度江田島市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の部で第1款事業費の第1項営業費用の既決額7億9,660万1,000円に2,553万3,000円の減額補正を行い、その合計額を7億7,106万8,000円とし、第1款の事業費用の合計額を8億7,282万3,000円とするものです。

なお、営業費用の当初予算額7億9,660万1,000円であったものに予備費から86万円の流用を行っております。これは6月に経費削減のため、2階にあった事務所を1階に移転した際の経費です。決算時において改めてご報告いたします。

第3条、予算第6条中、(1)職員給与費1億9,398万9,000円を1億6,835万6,000円に改めるものです。

上記補正額との差額10万円は、5ページをお開きください。5ページの中の費目別内訳書、5目の総係費の32節会議負担金が当初予算に漏れていましたのでこのたび計上させていただきました。これは水道技術センターへの負担金でして、職員の技術に関する研修会を年に数回行うための経費でございます。

実施計画書は2ページに、資金計画は3ページに、給与明細は4ページに、また費目別内訳書は5ページに記してあるとおりですのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ずっと見ると、1億9,300万から約1億6,800万いうことで2,500万減額補正なんだけど、全体でこっちの方を見ると6,500万、450人以上で4,500万でしょう。水道局の職員はそんなに多いわけ、水道局は給料が高いんか。

○議長（上田 正君） 企業局長。

○企業局長（大越静博君） 当初予算の折に市の中において集中改革プランというものがございまして、実は定員管理を毎年行っておることになっています。私どもの当初予算の中には実は職員は23名、当初予算です、あくまでも。その折に、本年3月でございすけれど、配水管理センター、職員4名ぐらいいらっしゃったところの全部委託ということで、1人残っておりますが、2,600万円の単年の補正をさせていただきました。そういった経緯を踏まえて21年4月においては、そこから2名の削減になっております。その2名の職員の削減分もあわせてこのような数字になっております。

○議長（上田 正君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成21年第7回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 11時53分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員